

## 使用済小型家電等売買契約書（案）

鹿児島市（以下「売主」という。）と（以下「買主」という。）との間において、選別された使用済小型家電等の売買について、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### （売買）

第1条 売主は、選別された使用済小型家電等（以下「小型家電等」という。）を買主に売り渡し、買主は、これを買受ける。

### （契約の履行）

第2条 買主は、別に定める仕様書により、誠実かつ良心的に契約を履行するものとする。

### （売買代金）

第3条 売主が買主に売り渡す小型家電等の売買代金は、以下の区分のとおりとする。

区分	品目	売買代金（1 kg当り）	うち消費税及び地方消費税額
1	携帯電話	円/kg	円/kg
2	パソコン・ノートパソコン	円/kg	円/kg
3	コード類	円/kg	円/kg
4	ACアダプター	円/kg	円/kg
5	その他	円/kg	円/kg

### （報告）

第4条 買主は、仕様書に基づき、売主に別添の実績報告書を提出しなければならない。

### （支払方法）

第5条 買主は、売主から引渡しを受けた使用済小型家電等の売買代金を売主の発行する納入通知書により売主の指定する期日までに支払うものとする。

### （契約期間）

第6条 契約期間は、契約締結日から令和8年8月31日までとする。

### （契約保証金）

第7条 契約保証金は、円とする。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 買主は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは承継させてはならない。ただし、売主の書面による承諾を受けた場合は、この限りでない。

### （売主の催告による解除権）

第9条 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、契約の着手すべき期日を経過しても履行に着手しないとき。
- (2) 買主又は売主の代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、売主の監督又は検査の実施

に当たり売主の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。

- (3) 買主の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行することとされている業務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 売主は、第1項の規定により契約を解除した場合は、買主に対し損害の賠償その他の責任を負わないものとする。

(売主の催告によらない解除権)

第10条 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 買主がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は買主がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、買主が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、買主がその債務の履行をせず、売主が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 買主又は買主の代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行について不正な行為をしたとき。
- (8) 買主が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。
- (9) 第15条又は第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (11) 買主が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（買主が個人である場合にはその者を、買主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められると

き。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 買主が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、売主が買主に対して当該契約の解除を求め、買主がこれに従わなかったとき。

ク 買主が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は買主を構成員とする同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したとして、同法第49条の規定による排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

ケ 買主が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

コ 買主が、独占禁止法第49条若しくは第62条第1項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を同法第14条に規定する出訴期間（以下「出訴期間」という。）内に提起しなかったとき。

サ 買主が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。

シ 買主が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決（ク又はケの命令の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

ス 買主（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 売主は、第1項の規定により契約を解除した場合は、買主に対し損害の賠償その他の責任を負わないものとする。

（売主の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第11条 第9条第1項又は前条第1項各号に定める場合が売主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、売主は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（売主の損害賠償請求等）

第12条 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期限までに業務の履行を完了することができないとき。

(2) 履行された業務に関して契約の内容に適合しないものであるとき。

(3) 第9条又は第10条の規定により、業務履行の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約額の10分の1に相当する額を違約金として、売主は、買主に請求することができる。

- (1) 第9条又は第10条の規定により業務履行の完了前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 業務履行の完了前に、買主がその債務の履行を拒否し、又は、買主の責めに帰すべき事由によって買主の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 買主について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 買主について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 買主について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、その超過分につき、買主に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 第1項第1号の場合において、買主の履行を認めるときは、売主は当該履行期限の翌日から履行を終わった日までの日数に応じ、契約額から当該履行部分に相応する額を控除した額に対して当該契約（変更契約を除く。）の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を遅延賠償金として徴収するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- 6 前項の規定により計算した遅延賠償金の額が100円未満であるときは、遅延賠償金を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 7 延滞日数の計算については、検査その他発注者の都合によって経過した日数はこれを算入しない。

（談合その他不正行為による損害賠償の請求）

第13条 買主が第10条第1項第11号クからスまでのいずれかに該当するときは、契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金額として、契約金額の10分の1に相当する額を売主の指定する期間内に支払わなければならない。業務の履行が完了した後においても同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第10条第1項第11号クの排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合
  - (2) 第10条第1項第11号スに該当する場合のうち、契約の相手方について刑法第198条の規定による刑が確定した場合
  - (3) その他売主が特に認めた場合
- 2 前項の場合において、買主が共同企業体であり、既に解散している時は、売主は、企業共同体の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、買主の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を売主に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する契約金額の10分の1に相当する額を超える場合において、その超過分につき、買主に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

4 買主が第1項の損害賠償金を売主の指定する期間内に支払わないときは、買主は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、当該契約（変更契約を除く。）の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を売主に支払わなければならない。

（協議解除）

第14条 売主は、必要があるときは、買主と協議の上、書面による合意によりこの契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、買主に損害が生じたときは、売主は、買主に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、売主と買主の間で協議して定めるものとする。

（買主の催告による解除権）

第15条 買主は、売主がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（買主の催告によらない解除権）

第16条 買主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 売主が契約内容を変更したため、契約期間の始期から満了の日までの契約額の総額が当初の3分の1以上減少したとき。

(2) 売主が契約の履行を一時中止した場合において、その中止期間が契約期間の3分の1を超えるとき。

2 前項各号の規定にかかわらず、契約で特別の定めをしたときは、当該契約によるものとする。

（買主の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条 第15条又は前条第1項各号に定める場合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（買主の損害賠償請求等）

第18条 買主は、第15条又は第16条の規定によりこの契約を解除したとき、これによって生じた損害の賠償を売主に対して請求することができる。

2 前項の賠償額は、売主と買主の間で協議して定めるものとする。

（危険負担）

第19条 売主及び買主双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、売主は、反対給付の履行を拒むことができる。

2 売主の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、売主は、

反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、買主は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを売主に償還しなければならない。

(秘密の保持)

第20条 買主は、本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の秘密保持に関する義務は、この契約の終了又は解除後も継続するものとする。

(秘密情報等の取扱い)

第21条 買主は、この契約の履行に際し、秘密情報等の取扱いについては、別記「秘密情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約の履行については、関係法令、鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）及び鹿児島市会計規則（平成4年規則第16号）の規定によるほか、必要に応じて売主と買主が協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第23条 この契約から生ずる一切の法律上の争訟については、売主の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、売主と買主が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売主 鹿児島市山下町11番1号  
鹿児島市  
代表者 鹿児島市長 下鶴 隆央

買主

## 使用済小型家電等売買契約仕様書

鹿児島市（以下「売主」という。）と（以下「買主」という。）との間で実施される使用済小型家電等売買契約は、次の仕様により履行するものとする。受注者は、別に締結する使用済小型家電等売買契約書とこの仕様書に基づき、信義を重んじ、誠実に契約を履行しなければならない。

（引渡日時等）

第1条 使用済小型家電等（以下「小型家電等」という。）の引渡日時は、売主と買主が協議のうえ決定する日時とし、引渡し場所は鹿児島市北部清掃工場とする。

（対象品目）

第2条 売主が買主に売り渡す小型家電等の対象品目は、別紙のとおりとする。

（想定引渡重量）

第3条 売主から買主への小型家電等の想定引渡重量は、以下のとおりとする。

区分	品目	想定引渡重量
1	携帯電話	7 2 9 kg
2	パソコン・ノートパソコン	5 9 9 kg
3	コード類	2 8 4 kg
4	A Cアダプター	4 6 2 kg
5	その他	3, 9 2 6 kg
合計		6, 0 0 0 kg

（計量方法）

第4条 小型家電等の引渡重量は、売主が指示する方法で前条に規定する区分ごとに計測しなければならない。

（実績報告書の提出及び売却量の確定）

第5条 買主は、前条で算定した重量を別途指定する「使用済小型家電等買受実績報告書」に記載し、小型家電等を買受け後、15日以内に売主に提出するものとし、売主は、当該実績報告書と引渡重量の結果等と照合し、適正と認める場合、その重量を売却量とする。

（搬出方法等）

第6条 買主は、使用済小型家電等の搬出、運搬等に当たっては売主の指示に従うものとする。

2 使用済小型家電等の搬出及び運搬は、すべて買主の責任と負担において行うものとする。ただし、使用済小型家電等の搬出車両への積込みについては、売主は、その使用する機器により支援することができるものとする。

3 使用済小型家電等の搬出及び運搬にあたっては、個人情報等の漏洩防止対策や回収物品の盗難防止対策に万全を期すこととする。

4 詰込み容器は、買主が用意するものとする。

(経費負担)

第7条 使用済小型家電等の搬出及び運搬に要する費用は、すべて買主の負担とする。ただし、前条第2項ただし書きの場合における、売主の支援に係る経費についてはこの限りではない。

(その他)

第8条 この仕様書に定めのない事項及び契約の履行に必要と認められる事項は、売主の指示に基づき、適正に処理するものとする。

(別紙)

使用済小型家電等対象品目

区 分	対 象 品 目
1	携帯電話（スマートフォン・PHSを含む）
2	携帯ラジオ
3	携帯テレビ
4	デジタルカメラ
5	ビデオカメラ
6	ポータブルDVDプレーヤー
7	ポータブル音楽プレーヤー
8	外付ハードディスク
9	電子辞書
10	電卓
11	小型ゲーム機（携帯型）
12	パソコン・ノートパソコン
13	電子機器付属品 （ACアダプター、リモコン、充電器、コード・ケーブル類など）
14	その他の小型家電

令和 年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者  
住 所  
氏 名

使用済小型家電等買受実績報告書（令和 年 月 日引渡し分）

区分	品目	重量 (kg)	単価	合計
1	携帯電話	kg	円	円
2	パソコン・ノートパソコン	kg	円	円
3	コード類	kg	円	円
4	ACアダプター	kg	円	円
5	その他	kg	円	円
合 計		kg	円	円

秘密情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 買主は、売主の所有する秘密情報及び個人情報（以下「秘密情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、秘密情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密情報)

第2条 秘密情報とは、売主が買主に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して買主が知ることになった売主に関連する情報のうち、業務上、技術上、財産上、その他性質の如何に拘わらず有益な情報及び秘密とされるべき情報をいう。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報であって、買主が明確な資料によってこのことを証明できる情報は、秘密情報から除外する。

- (1) 買主が受領したとき、すでに買主が正当に保持していた情報
- (2) 買主が受領したとき、すでに公知であった情報
- (3) 買主が受領した後、売主の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- (4) 買主が正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わず入手した情報
- (5) 買主が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (6) 売主が書面によって事前に承諾した情報

(個人情報)

第3条 個人情報とは、売主が買主に対して提供する情報及びこの契約を履行することに関して買主が知ることになった情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報に該当するものをいう。

(秘密情報等の権利の帰属)

第4条 買主は、秘密情報等に関する有形・無形の権利はすべて売主に帰属するものであることを了承し、秘密情報等について自らの権利を主張しない。

2 買主は、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物（秘密情報等が複製された有体物を含む。）は、売主の書面による事前の承諾がある場合を除き、すべて売主の専有財産となることを了承し、当該有体物自体について自らの権利を主張しない。ただし、秘密情報等が、買主所有の記録媒体等の有体物に、本契約に違反することなく一時的に保存されたことが明らかな場合であって、当該秘密情報等が一時的な保存の目的に従ってすべて消去された場合の当該有体物自体についての権利はこの限りでない。

(秘密情報等の取扱責任者)

第5条 買主は、売主から提供された資料等の使用及び保管に当たっては、取扱責任者を定め秘密情報等の保護が図られるよう細心の注意を払わなければならない。

(秘密保持及び事故防止)

第6条 買主は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後におい

ても、同様とする。

2 買主は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他秘密情報等の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

3 買主は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の秘密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(保有の制限等)

第7条 買主は、この契約による業務を行うために秘密情報等を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により保有しなければならない。

2 買主は、この契約による業務を処理するために特定の個人から直接書面により記録された当該本人の秘密情報等を取得するときは、あらかじめ、当該本人に対し、その業務の目的を明示しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第8条 買主は、売主の指示又は承認があるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を契約の目的以外の目的に使用してはならない。

(第三者への閲覧又は提供の禁止)

第9条 買主は、秘密情報等を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を第三者に閲覧させ、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止又は制限)

第10条 買主は、秘密情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、売主がやむを得ない事情があると判断し売主が許可した範囲内においてはこの限りでない。

(外部持出しの禁止)

第11条 買主は、秘密情報等が記録された資料等を売主の許可なしに売主が指定した場所から持ち出してはならない。

(返還又は廃棄等の義務)

第12条 買主は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、売主の指示に従い、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物の一切を直ちに売主に返還しなければならない。ただし、返還が困難なものについては、売主の指示に従い処分し、その結果を売主に報告しなければならない。

(1) 時期ないし理由の如何に拘らず売主の要請があったとき。

(2) この契約による業務の履行が完了し、あるいは履行不能となったとき。

(3) 解除、解約、その他理由の如何に拘わらず、この契約による業務についての契約が終了したとき。

(4) その他売主が秘密情報等を保持する必要がなくなったとき。

2 買主は、前項によって返還あるいは消去された秘密情報等を、いかなる方法においても、

復元ないし再生してはならない。

(再委託等の禁止又は制限)

第13条 買主は、売主の承諾があるときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 買主は、前項の規定によりこの契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該再委託先の行為について自己の行為と同様の責任を負うものとする。

3 買主は、第1項の規定により秘密情報等を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者に対し、この契約に規定する秘密情報等の保護に関する事項を遵守させるよう措置しなければならない。

(秘密情報等の管理)

第14条 買主は、善良な管理者の注意義務をもって売主の秘密情報等を管理し、秘密情報等を保護するために、買主自身の同様の情報等に関して採用している一切の予防措置をはじめ、秘密情報等の受領、利用、保管、返還、消去、廃棄、その他のすべての段階において、秘密情報等の漏洩が生じないように必要かつ適切な、あらゆる合理的な予防措置を実施しなければならない。

(立入調査)

第15条 売主は、委託業務の処理状況を調査するため必要があるときは、買主の事務所に立ち入ることができるものとし、買主は、これに応ずるものとする。

(報告義務)

第16条 買主は、秘密情報等を取り扱う業務の処理状況について、売主に対し報告しなければならない。

2 買主は、秘密情報等が記録された資料等に漏えい、滅失、き損その他の事故が発生したときは、直ちに売主に通知し、必要な措置を講ずるとともに遅滞なくその状況を書面により売主に報告しなければならない。

(指示)

第17条 売主は、買主がこの契約による業務を処理するために取り扱っている秘密情報等について、その取扱いが不相当と認められるときは、買主に対して必要な指示を行うことができる。

(法令等による開示)

第18条 買主は、法令、判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令により、法的拘束力を有する開示請求が行われた場合、この契約の他の規定にかかわらず、当該秘密情報等を当該機関に対して開示することを妨げられない。ただし、買主は、売主がその判断によりこれを争う機会を得られるよう、直ちにその要請、要求又は命令について、売主に通知するものとする。

(事故時の責任)

第19条 買主の管理下にある秘密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故が発生した場合の責任は、すべて買主が負担する。

2 前項の場合、買主は、直ちに当該事故の詳細について売主に状況を報告し、損害の発生・

拡大の防止、証拠の保全、事実の調査、その他当該事故に対処するためのあらゆる合理的な措置をとるものとする。この場合において、買主は、売主からの指示がある場合には、当該指示に従った措置をとることとする。

(損害賠償)

第20条 買主は、本特記事項の違反、事故、その他買主の責めに帰すべき事由によって、第三者に損害が生じ、あるいは第三者からの苦情が生じた場合には、買主の責任及び負担において、損害の賠償及び適切な苦情への対処を行うものとし、売主には一切の損害を及ぼさないものとする。

2 買主は、本特記事項の違反、事故、その他買主の責めに帰すべき事由によって、売主に損害を及ぼした場合には、売主に対し、その損害一切を賠償するものとする。

(契約解除)

第21条 売主は、買主が本特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約を解除することができる。